

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
02.01		牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)										
0201.10	000	枝肉及び半丸枝肉	(50%)	(50%)			38.5%					KG
0201.20	000	その他の骨付き肉	(50%)	(50%)			38.5%					KG
0201.30		骨付きでない肉	(50%)	(50%)			38.5%					
	010	- ロインのもの										KG
	020	- かた、うで及びもものもの										KG
	030	- ばらのもの										KG
	090	- その他のもの										KG
02.02		牛の肉(冷凍したものに限る。)										
0202.10	000	枝肉及び半丸枝肉	(50%)	(50%)			38.5%					KG
0202.20	000	その他の骨付き肉	(50%)	(50%)			38.5%					KG
0202.30		骨付きでない肉	(50%)	(50%)			38.5%					
	010	- ロインのもの										KG
	020	- かた、うで及びもものもの										KG
	030	- ばらのもの										KG
	090	- その他のもの										KG
02.03		豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)										
0203.11		生鮮のもの及び冷蔵したもの										
	010	枝肉及び半丸枝肉										
	010	1 いのししのもの	無税	(無税)								KG
	020	2 その他のもの	(5%)									
	020	* (1)課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格(枝肉に係る基準輸入価格(関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第2項第1号に定める価格をいう。以下この項において同じ。)から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下のもの		(361円/kg)			361円/kg					KG
	030	* (2)課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超えるもの										
	030	* (2)課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超えるもの	(361円/kg)									KG
	040	* (3)課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの		(4.3%)								KG
0203.12		骨付きのものも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)										
	010	1 いのししのもの	無税	(無税)								KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
		2 その他のもの	(5%)						附屬書 第2節注 釈2に定 める関税 割当数量 以内のも の(次の 税率)			
								課税価格 が53.53円 /kg以下 のもの 482円/kg				
								課税価格 が53.53円 /kgを超 え、535.53 円/kgを 1.022で除 して得た 額以下の もの 535.53円 /kgと課税 価格との 差額				
								課税価格 が535.53 円/kgを 1.022で除 して得た 額を超 えるもの 2.2%				
023		* [1] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第3項第1号に定める価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。)から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*[1]に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。)以下のもの		(482円 /kg)				482円/kg			KG	
021		* [2] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格(部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*[3]に定める率(例えば、4.9%の場合は0.049)に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。)以下のもの		(482円 /kg)				1キログラ ムにつき 部分肉に 係る基準 輸入価格 と課税価 格との差 額			KG	
022		* [3] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		(4.3%)				4.3%			KG	
0203.19	010	その他のもの 1 いのししのもの 2 その他のもの	無税 (5%)	(無税)				無税	無税 附屬書 第2節注 釈2に定 める関税 割当数量 以内のも の(次の 税率)	無税	KG	
								課税価格 が53.53円 /kg以下 のもの 482円/kg				
								課税価格 が53.53円 /kgを超 え、535.53 円/kgを 1.022で除 して得た 額以下の もの 535.53円 /kgと課税 価格との 差額				
								課税価格 が535.53 円/kgを 1.022で除 して得た 額を超 えるもの 2.2%				
023		* [1] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		(482円 /kg)				482円/kg			KG	

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
	021	* [2] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超える部分肉に係る分岐点価格以下のもの		(482円/kg)			1キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額					KG
	022	* [3] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		(4.3%)			4.3%					KG
0203.21		冷凍したもの 枝肉及び半丸枝肉										
	010	1 いのししのもの 2 その他のもの	無税 (5%)	(無税)				無税	無税	無税		KG
	020	* [1] 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		(361円/kg)			361円/kg					KG
	030	* [2] 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超える枝肉に係る分岐点価格以下のもの		(361円/kg)			1キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額					KG
	040	* [3] 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの		(4.3%)			4.3%					KG
0203.22		骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)										
	010	1 いのししのもの 2 その他のもの	無税 (5%)	(無税)				無税	無税	無税		KG
	023	* [1] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		(482円/kg)			482円/kg					KG
	021	* [2] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超える部分肉に係る分岐点価格以下のもの		(482円/kg)			1キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額					KG
	022	* [3] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		(4.3%)			4.3%					KG
0203.29		その他のもの										

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
	010	1 いのししのもの 2 その他のもの	無税 (5%)	(無税)				無税	無税 附属書 第2節注 釈2に定 める関税 割当数量 以内のも の(次の 税率)	無税		KG
	023	* [1] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		(482円 /kg)			482円/kg					KG
	021	* [2] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超える部分肉に係る分岐点価格以下のもの		(482円 /kg)			1キログラ ムにつき 部分肉に 係る基準 輸入価格 と課税価 格との差 額					KG
	022	* [3] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		(4.3%)			4.3%					KG
02.04		羊又はやぎの肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)						無税	無税	無税		
0204.10	000	子羊の枝肉及び半丸枝肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税	(無税)								KG
		その他の羊の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)										
0204.21	000	枝肉及び半丸枝肉	無税	(無税)								KG
0204.22	000	その他の骨付き肉	無税	(無税)								KG
0204.23	000	骨付きでない肉	無税	(無税)								KG
0204.30	000	子羊の枝肉及び半丸枝肉(冷凍したものに限る。)	無税	(無税)								KG
		その他の羊の肉(冷凍したものに限る。)										
0204.41	000	枝肉及び半丸枝肉	無税	(無税)								KG
0204.42	000	その他の骨付き肉	無税	(無税)								KG
0204.43	000	骨付きでない肉	無税	(無税)								KG
0204.50	000	やぎの肉	無税	(無税)								KG
02.05		馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	無税	(無税)				無税	無税	無税		KG
0205.00	000											
02.06		食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)										
0206.10	020	牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	50%	(50%)								KG
		1 ほほ肉及び頭肉										
		2 その他のもの										
		(1)臓器及び舌	15%	12.8%								
	011	- 舌										KG
	019	- その他のもの										KG
	090	(2)その他のもの	25%	21.3%								KG
		牛のもの(冷凍したものに限る。)										

番号	統計細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
0206.21	000	舌	15%	12.8%					附属書 第2節注 釈1に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税			KG
0206.22	000	肝臓	15%	12.8%					附属書 第2節注 釈1に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税			KG
0206.29		その他のもの							附属書 第2節注 釈1に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税			
	020	1 ほほ肉及び頭肉 2 その他のもの	50%	(50%)								KG
	010	(1)臓器	15%	12.8%								KG
	090	(2)その他のもの	25%	21.3%								KG
0206.30		豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)										
	010	1 いのししのもの	無税	(無税)					無税	無税	無税	KG
	091	2 その他のもの (1)臓器 (2)その他のもの	10% (5%)	8.5% 4.3%			無税					KG
	093	* (1)課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		(482円/kg)				482円/kg				KG
	092	* (2)課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		(482円/kg)				1キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額				KG
	099	* (3)課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		(4.3%)				4.3%				KG
0206.41		豚のもの(冷凍したものに限る。)										
		肝臓										
	010	1 いのししのもの	無税	(無税)					無税	無税	無税	KG
	090	2 その他のもの	10%	8.5%	4.3%		無税					KG
0206.49		他のもの										
	010	1 いのししのもの	無税	(無税)					無税	無税	無税	KG
	091	2 その他のもの (1)臓器 (2)その他のもの	10% (5%)	8.5% 4.3%			無税					KG
									4.3%	附属書 第2節注 釈2に定 める関税 割当数量 以内のも の(次の 税率)		
										課税価格 が53.53円/kg以下 のもの 482円/kg		
										課税価格 が53.53円/kgを超 え、53.53 円/kgを 1.022で除 して得た 額以下の もの 535.53円/kgと課税 価格との 差額		
										課税価格 が53.53円/kgを 1.022で除 して得た 額を超 えるもの 2.2%		

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
	093	* [1]課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	(482円/kg)				482円/kg				KG	
	092	* [2]課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超える部分肉に係る分岐点価格以下のもの	(482円/kg)				1キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額				KG	
	099	* [3]課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	(4.3%)				4.3%				KG	
0206.80	000	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税	(無税)				無税	無税	無税	KG	
0206.90	000	その他のもの(冷凍したものに限る。)	無税	(無税)				無税	無税	無税	KG	
02.07		肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)										
0207.11	000	鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの 分割しないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	14%	11.9%							附屬書 第2節注 積4に定 める関税 割当数量 以内のも の 10.7%	KG
0207.12	000	分割しないもの(冷凍したものに限る。)	14%	11.9%							附屬書 第2節注 積4に定 める関税 割当数量 以内のも の 10.7%	KG
0207.13		分割したもの及びくずのもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)										
	100	1 骨付きのもも	20%	8.5%							附屬書 第2節注 積4に定 める関税 割当数量 以内のも の 7.6%	KG
	200	2 その他のもの	12%	11.9%							附屬書 第2節注 積4に定 める関税 割当数量 以内のも の 10.7%	KG
0207.14		分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。)										
	100	1 肝臓	10%	3%	無税						無税	KG
	210	2 その他のもの (1)骨付きのもも	20%	8.5%							附屬書 第2節注 積4に定 める関税 割当数量 以内のも の 7.6%	KG
	220	(2)その他のもの	12%	11.9%							附屬書 第2節注 積4に定 める関税 割当数量 以内のも の 10.7%	KG
0207.24	000	七面鳥のもの 分割しないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	5%	3%	無税						無税	KG
0207.25	000	分割しないもの(冷凍したものに限る。)	5%	3%	無税						無税	KG
0207.26	000	分割したもの及びくずのもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	5%	3%	無税						無税	KG
0207.27		分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。)									無税	
	100	1 肝臓	10%		無税							KG
	200	2 その他のもの	5%		無税						無税	KG
0207.32		あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの 分割しないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		9.6%								
	100	1 あひるのもの	10%								8.4%	KG
	200	2 その他のもの	12.5%		4.8%	無税					無税	KG
0207.33		分割しないもの(冷凍したものに限る。)		9.6%								
	100	1 あひるのもの	10%		4.8%	無税						KG
	200	2 その他のもの	12.5%		4.8%	無税						KG
0207.34	000	脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	5%	3%	無税						無税	KG
0207.35		その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		9.6%								
	100	1 あひるのもの	10%								8.4%	KG
	200	2 その他のもの	12.5%		4.8%	無税					無税	KG
0207.36		その他のもの(冷凍したものに限る。)										
	100	1 肝臓	10%	3%	無税							KG
	210	2 その他のもの (1)あひるのもの	9.6%									KG
	220	(2)その他のもの	12.5%	4.8%	無税							KG
02.08		その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)									無税	
	0208.10	うさぎのもの	無税	(無税)							無税	KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位	
0208.30	000	靈長類のもの	無税	(無税)								KG	
0208.40	011	くじらのもの及び海牛目のもの	無税	(無税)								KG	
	019	- くじらのもの		(無税)								KG	
	000	- その他のもの		(無税)								KG	
0208.50	000	爬虫類のもの	無税	(無税)								KG	
0208.90	010	その他のもの	無税	(無税)								KG	
	090	- かえるの脚		(無税)								KG	
		- その他のもの		(無税)								KG	
0209.	000	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)	10%	6%	3%	無税			無税	無税		KG	
0210.	011	肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール 豚の肉 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)	(10%)								附属書 第2節注 釈2に定 める関税 割当数量 以内のも の(次の 税率)		
	010	* [1] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格(豚肉加工品に係る基準輸入価格(関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第4項第1号に定める価格をいう。以下この項及び第16.02項において同じ。)を、当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の* [2]に定める率(例えば、9.8%の場合は0.098)に0.6を加えた数で除し、これに1.5を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第16.02項において同じ。)以下のもの		(1,035円 /kg)				1キログラ ムにつき 豚肉加工 品に係る 基準輸入 価格に1.5 を乗じて 得た額と 課税価格 に0.6を乗 じて得た 額との差 額			KG		
	020	* [2] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		(8.5%)			8.5%					KG	
0210.12		ばら肉及びこれを分割したもの	(10%)								附属書 第2節注 釈2に定 める関税 割当数量 以内のも の(次の 税率)		
											課税価格 が577.15 円/kgを 0.643で除 して得た 額以下の もの 577.15円 /kgと課税 価格に0.6 を乗じて 得た額と の差額		
											課税価格 が577.15 円/kgを 0.643で乗 じて得た 額を超 えるもの 4.3%		

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
	010	* [1] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		(1,035円/kg)			1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額					KG
0210.19	020	* [2] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	(10%)	(8.5%)			8.5%					KG
		その他のもの									附属書第2節注釈2に定める関税割当数量以内のもの(次の税率)	
	010	* [1] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		(1,035円/kg)			1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額					KG
0210.20	020	* [2] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		(8.5%)			8.5%					KG
000	牛の肉		190円/kg	161.50円/kg								KG
0210.91	000	その他のもの(肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。)										
0210.92	000	靈長類のもの	7%	4.2%							無税	KG
0210.93	000	くじら目のもの及び海牛目のもの	7%	4.2%							3.5%	KG
0210.99		爬虫類のもの	7%	4.2%							無税	KG
		その他のもの										
	011	1 豚のもの	(10%)	(1,035円/kg)			1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額					KG
		* [1] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの										
	019	* [2] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		(8.5%)			8.5%					KG
	020	2 牛のもの	190円/kg	161.50円/kg								KG
	090	3 その他のもの	7%	4.2%							無税	KG